



平成24年度

『明るいやまがた』夏の安全

県民運動の実施

▼実施期間

●7月20日（金）

8月19日（日）

▼運動の重点

●青少年の健全育成と非行防止

●子どもと高齢者の交通事故防止・飲酒運転の撲滅

●海・山・川での事故防止

●街頭犯罪などの防止

夏は長期休暇、レジャー、暑さによる気のゆるみや疲労などから交通事故や水の事故など、また、青少年の非行や街頭犯罪なども多くなる傾向にあります。気を引き締めて「安全で安心な毎日」を心がけましょう。

◇ドライバーのみなさん！交通安全よろしくお願ひします。

◎夏の行楽における長距離運転は、時間と心にゆとりを持って運転しましょう。

1. 横断歩行者の保護

①横断歩道では

○横断歩道に人がいるのに、速度を落とさず通過している車が多すぎます。

○横断歩道では、歩行者が絶対優先、横断歩道に歩行者がいたら、必ず一時停止して歩行者を渡らせましょう。

②思いやり運転の実践

○横断歩道以外の場所では、横断歩行者に「止まってあげる」思いやり運転をしましょう。

2. 全席シートベルトとチャイルドシート着用

○行楽などで出かける機会が多くなる時期、着用の徹底をお願いします。

3. 飲酒運転の撲滅

○飲酒運転は絶対に「しない、させない、許さない」ようにしましょう。

◇家庭では、街頭犯罪などの防止をよろしくお願ひします。

1. 空き巣や車上ねらいの防止

○自宅に多額の現金を置かないようにしましょう。
○戸締りしつかりカギかけて。

○車から離れるときは「キー抜き・ドアロック」し、カバンや貴重品は置かないようにしましょう。

2. 青少年の健全育成と非行防止

○おはよう、こんにちは、ありがとうなどの「あいさつ」運動に努めましょう。
○万引きは「しない、させない、よいしつけ」運動をお願いします。



■問い合わせ

町民課 暮らし環境係

☎ 85-6131

長井警察署 ☎ 84-0110

白鷹西駐在所 ☎ 85-2029

白鷹東駐在所 ☎ 85-2046

vol.25

くらしの101

知識

「火災保険が使える」と誘う住宅修理契約に関するトラブルに注意！

事例

業界団体のような名前のところから「自然災害で壊れた箇所はないか。」と電話があり、先日の台風で屋根が傷んでいることを話すと「火災保険で修理できる。うちの指定業者が無料で調査し、保険申請も手伝う。」と言われ、後日業者が調査に来た。

保険金が出るならと思い、その業者と工事請負契約を結び、作成してもらった見積書等で保険会社に申請すると、60万円の保険金が出るようになった。

しかし、やはり工事はなじみの業者に頼んだほうがよいと思い、解約しようとしたところ、保険金の50%もの解約料が取られることがわかった。工事もしないのに高額すぎないか。(70歳代 男性)

アドバイス

自然災害による住宅の損害が、火災保険の補償対象になる場合があることを知らない消費者が多いことに着目した勧誘方法で、最終的に住宅修理工事契約を結ぶことを目的としていると思われます。

自然災害で住宅が損害を受けたら、まずは自分で損害保険会社か代理店に連絡し、保険金支払いの対象となるか、申請はどのようにするかなどを確認しましょう。また、工事を依頼する際は複数の業者から見積もりを取るとよいでしょう。



■問い合わせ

町民生活センター

☎ 85-6131

町民課 暮らし環境係